

高度安全機械等導入支援補助金

所定の建設機械に厚労省指定の安全装置を取り付けることで補助を受けられる制度です。
安全装置を取り付けると1機械あたり最大100万円の補助が受けられます。
対象となる機械は下記の3機種になり、対象となる申請者は① 中小企業等であること。
② 建設業許可を取得していること。申請に当たっては建災防本部のホームページからWeb登録をする必要があり、本年4月10日から令和7年1月24日までが登録期間になっています。



●申請方法

詳しくは建災防本部ホームページをご覧ください。
<https://kensaihou.or.jp/>

●問い合わせ先

建災防 高度安全機械導入支援補助金事務センター
☎ 03-6275-1085

労働災害の現状と対策発刊

例年発行されている前年の神奈川県下の建設業労働災害の発生状況をまとめた「神奈川県下における建設業の労働災害の現状と対策」の小冊子を本年も発刊しました。

災害のデータは神奈川労働局発行の同書と同じものですが、建災防版は昨年から提唱しています「かながわ安全強化計画」に加えて、本年4月から適用される法改正に伴う「建設業における新たな化学物質管理について」を中心

に編集しております。

Q&A 化学物質管理者の選任

Q：元請においても化学物質管理者の選任が必要となるのでしょうか、また、現場の下請（協力会社）として専門工事を行う場合、その現場ごとに化学物質管理者の選任が必要なのでしょうか？

A：化学物質管理者の選任義務については、業種・規模を問わず「リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、又は譲渡・提供する事業場」とされています。

したがって、元請自らリスクアセスメント対象物を製造、取扱い、又は譲渡・提供しない場合は法的には選任義務はありません。

ただし、元請が協力業者にセメント、生コン等を譲渡・提供するようなケースでは、元請にも化学物質管理者を選任し、協力業者に対して危険有害性に関する情報を提供することが必要となります。

化学物質管理者は、店社等の事業場単位で選任することが義務付けられており、建設工事現場における塗装等の作業を行うなど協力業者の場合、一般的に、建設現場での作業は出張先での作業に位置付けられますが、そのような出張先の建設現場にまで化学物質管理者の選任を求める趣旨ではないとされています。

講習受講料改定について

本年10月1日に開催する一部講習から受講料金を値上げさせていただきます。詳細は本支部ニュースの6頁をご参照ください。



建災防神奈川支部ニュース

No.576

令和6年6月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaihoukanagawa.com/>

令和6年度（第97回）全国安全週間に向けて



藤枝 茂

神奈川労働局
局長

建設業労働災害防止協会神奈川支部の皆様には、平素から労働安全衛生行政の運営に多大なる御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「全国安全週間」は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎えることとなりました。
この間、労使が協調して労働災害防止対策を展開することにより、労働災害は長期的には減少しているところですが、全国的には、死亡災害は集計開始以降最小となった前年を下回る見込みではあるものの、休業4日以上死傷災害は、平成21年以降、増加傾向に歯止めがかからない状況となっております。

一方、昨年の神奈川県内の建設業の労働災害の発生状況は、残念ながら休業4日以上死傷者数は774人と前年から1割程度増加し、死亡者数も16人と前年からほぼ倍増する結果となりました。このような状況で、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、第14次労働災害防止計画（神奈川計画）に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、引き続き労使一丸となった取組が必要です。

本年度の全国安全週間は、

「**危険に気付くあなたの目** そして**摘み取る危険の芽** みんなで築く職場の安全」

をスローガンに、7月1日から7月7日までを本週間、本週間の実効性を上げるため、6月を準備期間として実施します。

全国安全週間実施要綱に基づき、対象期間中、安全大会等での経営トップによる安全への所信表明や安全パトロールに

よる職場の総点検等を実施するとともに、対象期間以外にも継続して取り組むべき労働災害防止対策として

①「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場・屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの**墜落・転落防止対策の実施**、フルハーネス型墜落制止器具の適切な使用

② 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく**手すり先行工法の積極的な採用**

③ 職長、安全衛生責任者等に対する**安全衛生教育の実施**

④ 元方事業者による**統括安全衛生管理**、関係請負人に対する指導の実施

⑤ 建設工事の請負契約における適切な**安全衛生経費の確保**等のほか、改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策や、令和6年能登半島地震の復旧、復興工事における土砂崩壊災害等、**自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策**の確実な実施についてお願いします。

さらに、業種横断的な労働災害防止対策として、

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

② **高齢労働者、外国人労働者**等に対する労働災害防止対策

③ **交通労働災害防止対策**

④ **熱中症予防対策**（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

⑤業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

についても実施事項として掲げていますので、それぞれの事業場におかれましては、各実施事項の実効性ある取組について、積極的に推進していただきますようお願い申し上げます。

労働保険のお知らせ

令和6年度・労働保険（労災保険・雇用保険）の確定・概算申告と保険料等の納付はお早めに

申告・納付期間は

6月3日（月）～7月10日（水）です。

労働保険の申請は便利な電子申請で！

お問い合わせは、神奈川労働局総務部労働保険徴収課
電話 045-650-2803

支部行事予定

本部理事会、総代会

時：6月5日 14：05
所：東京プリンスホテル

運営委員会

時：6月11日 15：00
所：建設会館講堂

木建協正副会長会議

時：6月25日 16：00
所：講堂控室

木建協総会

時：6月28日 15：00
所：建設会館講堂

正副運営委員長・部会長会議

時：7月11日 16：00
所：建設会館411会議室

正副支部長・分会長会議

時：7月23日 15：20
所：ロイヤルホールヨコハマ

神奈川労働局との情報交換会

時：7月23日 16：00
所：ロイヤルホールヨコハマ

安全指導者研修（含木建）

時：8月26日 13：30
所：関内ホール小ホール

令和6年度 第一回理事会を開催



5月21日に建設会館講堂に於いて第一回理事会が開催されました。

審議されたのは①令和5年度の事業報告承認に関する件、②令和5年度決算報告承認に関する件、③令和6年度の事業計画（案）承認に関する件、④令和6年度収支予算（案）承認に関する件、⑤令和6年度・7年度支部役員の改選について、いずれも提案された原案どおり承認されました。

来賓には神奈川労働局に今年の4月新たに着任された池内伸好労働基準部長、松田恵太郎監督課長、塚田和男安全課長、関川晃地方産業安全専門官が列席し、冒頭において黒田支部長が冒頭の挨拶を行い、



「県内における昨年の建設業での死亡災害件数は16件ということで、これは前年を7件上回り、東京の17件に次いで全国ワースト2という数字である」と紹介し、昨年からスタートしている建災防の第9次5か年計画について、死亡災害、休業4日以上災害とも、計画の目標件数は達成できなかったと説明した。

さらに、「昨年からスタートさせた「かながわ安全強靱化計画」における、3つの運動の更なる展開を図り、さらに、夏季の死亡災害の急増を受けて開催した昨年の安全大会において、スローガンを「心身を整え、行動前に家族を想おう」として、心身の健康の確保を図ったことなど、**作業者一人一人の災害回避能力の向上**が必要である。」と訴え、今年が役員改選期にあたることから「いつまでもワーストワンを争っている場合ではございません。これまで取り組んで来た事業の内容をしっかりと検証し、現状のままでよいのか、あるいはこういった方向に向けて舵を取っていくべきか、**しっかりした審議を**」と呼び掛けた。

その後、来賓の池内労働基準部長から祝辞をいただきましたが、冒頭で「本年4月から建設業に対しても時間外労働の上限規制が適用されておりますが、神奈川労働局といたしましても、



建設工事発注者等に対して上限規制適用や配慮の重要性について周知することとしております」と労働時間に触れ、さらに昨年の県内の建設業の死亡災害の発生状況を踏まえ、「依然として死亡災害の4割を占める墜落転落災害については、神奈川計画の建設業対策の重点実施事項でもありますので、令和5年10月施行の足場に関する改正労働安全衛生規則や、令和5年12月改正の手すり先行工法に関するガイドラインを踏まえて、墜落転落災害の防止対策の充実強化をお願いします」と墜落転落災害防止の強化について触れ、当支部での活動については「貴支部では、新たに令和5年6月からかながわ安全強靱化計画を策定され、セーフティーリボン運動、3分KY運動及び安全行動宣言運動の実施により、その後の死亡災害の減少などの成果を上げられている。

引き続き、「かながわ安全強靱化計画」の目標を達成できるよう、労働災害防止に係る基本的事項の順守徹底をお願いします。」と当支部の活動を評価されました。

令和5年度の事業報告での特徴は、新型コロナの影響がほぼなくなり、教育関係については、法改正の影響から石綿作業主任者技能講習及び一般建築物石綿含有建材調査者講習などの石綿関連講習、足場の点検関係の研修の需要に対応して多く開催した反面、アーク溶接にかかる技能講習、フルハーネスの特別教育が減少したということです。

また、令和6年度の事業計画は、技能講習等の資格制度の広報活動、労働災害防止対策として足場、はしご等からの墜落・転落防止、墜落制止用器具の適切な使用、熱中症予防対策などです。



議事終了後、関川地方安全専門官から建設業の労働災害の現状と、第14次労働災害防止計画（神奈川計画）にかかるアンケート調査について説明をいただきました。

☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上） 神奈川労働局（以下同） 令和6年4月末日現在

年 \ 署	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本年	19	6	7	10	17	29	21	16	7	15	15	27	189
	(1)				(1)								(2)
前年	19	3	16	19	9	30	15	15	8	19	8	22	183
			(1)	(1)		(2)						(1)	(5)

（注）労働者死傷病報告による、（ ）内は死亡者数である。

☆死亡災害発生状況☆

令和6年5月22日現在

業種 \ 年	死亡災害把握数						死亡災害件数					
	(令和6年)		前年同期 (令和5年)		前々年同期 (令和4年)		令和5年 確定値		令和4年		令和3年	
製造業	2		2	(1)			4	(1)	2		8	
建設業	2		5	(1)	2		16	(1)	9	(1)	21	(2)
交通運輸業												
陸上貨物運送事業	2	(1)	3		1		9	(3)	6	(1)	2	
港湾荷役業							1					
商業	2	(1)			3	(1)			6	(2)	3	(2)
清掃・と畜業			2		2		3		4		1	
その他	1		4		1	(1)	9	(2)	3	(2)	14	(5)
合計	9	(2)	16	(2)	9	(2)	42	(7)	30	(6)	49	(9)

（注）死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、前年同期、前々年同期は当月末までに発生した件数です。（ ）は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

☆死亡災害の概要☆

令和6年5月22日現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 17時頃	その他の建設業 (1次下請) ～9人 25～30歳	化学設備 有害物等との接触	ガス枝管の切断撤去作業中、自身がスコップで掘削した穴に頭を入れ、意識がない状態の被災者を同僚が発見。救急搬送されたが、都市ガスが漏れたことで酸素欠乏による急性心機能障害により死亡した。
2	3月 11時頃	建築工事業 (2次下請) ～9人 20～24歳	足場 墜落、転落	足場の解体作業中、足場の資材を、上から下に受け渡し、作業がひと段落したところで、被災者が持ち場を離れたところ、足場上（高さ約10m）から墜落した。

☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

令和5年確定値

年 \ 署	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
5年	87	28	45	79	37	118	73	78	42	56	56	75	774
	(1)		(2)	(2)		(3)		(2)	(3)		(1)	(2)	(16)
4年	65	19	43	52	47	114	44	65	45	59	76	73	702
	(1)			(2)	(1)	(1)		(1)		(1)		(1)	(8)

（注）新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除外しており、そのため、上の表「死亡災害の発生状況」の4年の件数9件と異なる。（令和4年にコロナ関連が1件あり）

講習受講料改定のお知らせ

令和6年5月

受講者様

このたび、神奈川支部では諸費用の高騰に伴い、誠に勝手ながら受講料の改定をすることとなりました。改定は令和6年10月1日からとなります。詳細は以下をご確認ください。

受講者の皆様にはご負担をお掛けすることとなり、心よりお詫び申し上げます。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

建設業労働災害防止協会神奈川支部

各種講習受講料

*受講料、テキスト代はすべて税込価格となります。(消費税10%) 2024年10月1日から

技能講習他	講習名	①足場 (13時間)	②地山・土止 (17時間)	③型枠 (13時間)	④木造組立 (13時間)	⑤建築物等鉄骨 (11時間)	⑥すい道掘削 (山岳・下井)(14.5時間)
	受講料	12,530	18,070	12,530	12,530	12,530	13,000
	材料代	1,716	2,662	2,024	1,606	1,914	2,244
	計	14,246	20,732	14,554	14,136	14,444	15,244
	講習名	⑦すい道覆工 (13時間)	⑧コンクリート造解体 (13時間)	⑨コンクリート橋架設 (11時間)	⑩鋼橋架設 (11時間)	⑪石綿 (10時間)	⑫有機溶剤 (12時間)
	受講料	13,000	12,530	12,530	12,530	11,530	12,530
	材料代	2,244	2,244	1,914	1,914	1,804	1,980
	計	15,244	14,774	14,444	14,444	13,334	14,510
	講習名	⑬酸欠・硫化水素 (学:11時間30分/実:4時間)	⑭玉掛け (学:11時間/実:5時間)	⑮高所作業車 (学:8時間/実:6時間)	⑯小型移動式クレーン (学:10時間/実:6時間)	⑰特化物 四アルシ鉛(12時間)	⑱金属アーク 限定(6時間)
	受講料	18,740	25,860	43,990	43,990	12,530	9,800
	材料代	1,914	1,500	1,914	1,705	1,980	1,606
	計	20,654	27,360	45,904	45,695	14,510	11,406
	講習名	一般建築物石綿 調査者(全科目)(11時間)	一般建築物石綿 調査者(一免)(10時間)			⑲保護員責任者 (学科5時間/実:1時間)	建設工事従事者教育 (6時間)
	受講料	40,370	39,370			19,000	11,270
	材料代	4,664	4,664			2,750	2,563
	計	45,034	44,034			21,750	13,833
その他の安全衛生教育	講習名	①現場管理者(統括安全衛生責任者)(7時間)	②安全衛生推進者 (初任時)(7時間)	③職長・安責 (14時間)	④新総合工事リスク (7時間)	⑤足場(能力向上) (7時間)	⑥足場(施工管理者) (4時間)
	受講料	9,590	8,590	17,480	13,070	10,770	9,000
	材料代	1,815	1,716	2,134	2,662	1,606	1,606
	計	11,405	10,306	19,614	15,732	12,376	10,606
	講習名	⑦熱中症(指導員) (3時間30分)	⑧熱中症(作業者) (2時間)	⑨玉掛け (再教育)(5時間)	⑩職長・安責 (能力向上)(5時間40分)	⑪斜面点検者 (4時間15分)	⑫職場環境改善 (6時間)
	受講料	7,210	4,500	11,090	10,770	8,650	9,010
特別教育	講習名	⑬巻上機(ウィンチ) (学:6時間/実:4時間)	⑭酸欠 (5時間30分)	⑮高車(10m未満) (学:6時間/実:3時間)	⑯低圧電気 (開閉器の操作のみ) (学:7時間/実:1時間)	⑰自由研削砥石 (学:4時間/実:2時間)	⑱石綿 (4時間30分)
	受講料	17,360	10,360	16,180	11,360	11,360	8,500
	材料代	1,089	1,089	1,397	1,089	814	880
	計	18,449	11,449	17,577	12,449	12,174	9,380
	講習名	⑲粉じん (4時間30分)	⑳すい道 (7時間)	㉑玉掛け (学:5時間/実:4時間)	㉒法面ロープ (学:4時間/実:3時間)	㉓足場 (6時間)	㉔振動工具 (チェーンソー以外)(特別教育に準ずる) (学:4時間/実:30分)
	受講料	8,500	11,360	15,830	13,360	11,000	9,000
	材料代	803	3,047	1,705	2,200	847	1,287
	計	9,303	14,407	17,535	15,560	11,847	10,287
	講習名	㉕有機溶剤 (特別教育準にする)(6時間)	㉖刈払機 (特別教育に準ずる) (学:5時間/実:1時間)	㉗丸のこ (特別教育に準ずる) (学:3時間30分/実:30分)	㉘フルハーネス (6時間)(学:4時間30分/実:1時間30分)		
	受講料	8,500	11,360	9,000	11,190		
	材料代	1,089	2,750	1,089	847		
	計	9,589	14,110	10,089	12,037		

3,000	14,110	10,000	12,000		
	2024.10.01～受講料改定				

神奈川支部 新役員名簿

令和6年度・7年度

役 職 名		氏 名	名 称	分会等
顧 問		小 俣 務	小 俣 組	支部
支 部 長		黒 田 憲 一	大 洋 建 設	横浜西
副 支 部 長		有 井 清	(一社)神奈川県空調衛生工業会	団体
		池 田 正 道	鹿 島 建 設 (株) 横 浜 支 店	横浜南
	※	馬 淵 圭 雄	馬 淵 建 設 (株)	横浜南
	※	工 藤 圭 亮	昭 和 建 設 (株)	横浜西
	9名	※ 佐 藤 雅 徳	株 佐 藤 工 務 店	川崎南
	※	小 玉 徹	森 山 建 設 (株)	湘南
	※	山 本 善 一	株 山 善 厚木	
	※	篠 崎 栄 治	日 栄 建 設 (株)	相模原
		米 田 實	神奈川県木造家屋建築工事等災害防止協議会	団体
常 任 理 事		白 井 崇 雄	株 白 井 組	横浜南
		堀 越 研 司	東 亜 建 設 工 業 (株) 横 浜 支 店	横浜南
		根 本 雄 一	根 本 建 設 (株)	横浜南
		鎌 田 英 毅	西 松 建 設 (株) 横 浜 営 業 所	横浜北
	※	植 本 正 太 郎	奈 良 建 設 (株)	横浜北
	24名	佐々木利文	株 紅 梅 組	横浜北
		小 野 哲 郎	株 竹 中 工 務 店 横 浜 支 店	横浜北
		小 島 靖 雅	前 田 建 設 工 業 (株) 東 京 土 木 支 店	横浜北
		石 井 直 樹	石 井 造 園 (株)	横浜西
		嶋 崎 太 一	J F E エ ン ジ ニ ア リ ン グ (株)	鶴見
		佐 山 正 信	信 幸 建 設 (株) 東 日 本 支 社	鶴見
		小 川 祐 司	株 小 川 組	川崎南
	※	城 田 和 明	東 生 建 設 (株)	川崎北
		藤 原 秀 幸	藤 原 建 設 (株)	川崎北
		勝 村 知 由	ユ タ カ 建 設 (株)	横須賀
	※	宇 内 達 也	宇 内 建 設 (株)	横須賀
		増 山 博 一	増 山 土 木 (株)	湘南
	※	佐 藤 哲 士	匠 建 設 (株)	平塚
	※	勝 俣 徳 彦	株 勝 俣 組	小田原
		田 所 裕 二	株 田 所 設 備	相模原
		山 口 宏	(一社)神奈川県電業協会	団体
		三 橋 智	京 王 建 設 横 浜 (株)	運営委員
		吉 田 健 一	清 水 建 設 (株) 横 浜 支 店	運営委員
		相澤 浩樹	奈 良 建 設 (株)	運営委員
専務理事		澁谷 健一	建 災 防 神 奈 川 支 部	支部

役 職 名		氏 名	名 称	分会等
理 事		小 俣 順 一	株 小 俣 組	横浜南
		佐 藤 優	佐 藤 工 業 (株) 横 浜 営 業 所	横浜南
		吉 永 旭	東 急 建 設 (株) 都 市 開 発 支 店	横浜北
		小 勝 次 郎	株 大 勝	横浜北
		水 村 初 男	株 水 村 建 設	横浜西
		佐々木克巳	(有) 浜 建	横浜西
	36名	千 田 亮	(有) 千 田 建 設	横浜西
		松 浦 泰 弘	松 浦 企 業 (株)	鶴見
		岡 村 大 助	岡 村 建 興 (株)	川崎南
		横 山 清	株 横 山 工 務 店	川崎北
		桐 田 吉 彦	(有) キ リ タ	横須賀
		蛭 田 孝 之	株 蛭 田 設 備 設 計	横須賀
		西尾雄一郎	株 西 尾 建 設	湘南
		浅 岡 康 一	浅 岡 建 設 (株)	湘南
		長谷川辰巳	株 エ ス ・ ケ イ ・ デ ィ	平塚
		武 井 健 一	株 興 電 社	平塚
		加 藤 信 也	株 加 藤 工 務 店	小田原
		神 谷 賢 治	(有) 神 谷 機 材	小田原
		大 高 昭 三	大 高 建 設 (株)	厚木
		高 橋 学	山 王 建 設 (株)	厚木
		大久保 勝	株 大 久 保 土 建	厚木
		岩 田 正	(有) 岩 田 組	相模原
		大 野 桂	大 野 重 電 土 木 (株)	相模原
		今 村 文 治	(一社)日本塗装工業会神奈川県支部	団体
		松 倉 仁	(一社)神奈川県造園業協会	〃
		石 井 光 浩	神 奈 川 県 管 工 事 業 協 同 組 合	〃
		田 邊 徳 明	神 奈 川 県 瓦 屋 根 工 業 連 合 会	〃
		舘 花 猛	神 奈 川 県 左 官 業 組 合 連 合 会	〃
		鈴 木 和 彦	神 奈 川 県 電 気 工 事 工 業 組 合	〃
		工 藤 桂 一	神 奈 川 県 鉄 筋 業 協 同 組 合	〃
		小 原 清 太	神 奈 川 県 鉄 構 業 協 同 組 合	〃
		齋 間 紀 博	(公 社) 神 奈 川 県 塗 装 協 会	〃
		児 島 徹	(一社)神奈川県建物解体業協会	〃
		石 田 隆	横 浜 市 管 工 事 協 同 組 合	〃
		島 崎 竹 志	神 奈 川 県 型 枠 工 事 業 協 同 組 合	〃
		松 野 孝 一	(一社)神奈川県鳶工業連合会	〃
監 事		奥 琢 也	西 松 建 設 (株) 関 東 土 木 支 店	横浜北
		金 井 節 雄	株 大 春 工 務 店	湘南
	3名	野 崎 徹	株 野 崎 工 業 所	相模原

※印は分会長

※印は分会長

建設業の安全衛生対策の推進について

平素より労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

神奈川県内における死亡災害の発生状況を見ると、令和5年の死者数は16人となっており、前年の同期の9人と比べ大幅に増加しております。また、全業種の死者数42人に占める割合も前年の3割を上回り、4割弱と増加傾向にあります。

また、死傷労働災害の被災者数においても、令和5年は774人となり、前年の702人から1割増の状況となっています。

令和6年においても、建設業の死者数は2人(令和6年3月末現在)となっており、依然として憂慮すべき状況が続いています。

建設業における労働災害防止対策について、従前より、労働安全衛生法令に基づく対策の徹底、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(建設職人基本法)に基づく措置的確な実施、自主的な安全衛生活動の促進等を図ることにより、建設業における安全衛生対策を推進してきたところですが、労働災害のなお一層の減少に向けて、労働災害防止対策を更に推進することが求められています。

このような中、当年度は、令和5年4月から5年間を計画期間とする第14次労働災害防止計画の2年目にあたるとともに、「令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」が定められました。

また、当局においても建設職人基本法に基づく神奈川県の計画を踏まえ、より一層の労働災害防止対策を推進してまいります。

ついては、建設工事に従事する事業者等の建設工事関係者による労働安全衛生法令遵守の徹底及び事業者等の自主的な安全衛生管理活動の促進について、別添の留意事項を貴機関に係る建設工事事業者に周知いただく等、今年度における建設業労働災害防止対策の推進に特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【以上神奈川労働局労働基準部長から建設業労働災害防止協会神奈川支部長並びに神奈川県木造家屋建築工事等災害防止協議会長あて】

I 労働者の安全確保のための対策

(1) 墜落・転落防止対策

一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検を行う際の点検者の指名の義務化などを内容とする改正労働安全衛生規則(令和5年厚生労働省令第22号。以下「改正安衛則(足場関係)」という。)の全面施行、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」(平成15年4月1日付け基発第0401012号、令和5年12月26日最終改正)の策定等を踏まえ次の

以下は「令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)」の抜粋です。全文は本部、神奈川支部のホームページに掲載しています。それぞれの対策の詳細については直接神奈川労働局労働基準安全課または県内労働基準監督署安全担当部署にご照会ください。

対策を推進する。

ア 足場等からの墜落・転落防止対策

改正安衛則(足場関係)に基づき、本足場の使用や、足場の点検者の指名等の措置を講じるとともに、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく措置を適切に講ずること。

また、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組むこと。

さらに、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(平成24年2月9日付け基安発0209第2号、令和5年3月14日最終改正)に基づき、わく組足場における「上さん」の設置、「足場等の種類別点検チェックリスト」の活用、足場の組立て等の後の点検について、十分な知識・経験を有する者による点検の実施に取り組むこと。

木造家屋等低層住宅建築工事においては、「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく措置を適切に実施すること。

イ はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

木造家屋等低層住宅建築工事においては、新たにはしご・脚立等の安全な使用を盛り込んだ「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく措置を適切に実施するとともに、リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」、「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!」等を活用し、

はしごや脚立の使用をできるだけ避け、移動式足場や高所作業車を使用すること、はしごや脚立の安全な使用方法を徹底すること等、墜落・転落災害防止に取り組むこと。

ウ 墜落制止用器具の適切な使用

「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づき、墜落制止用器具の適切な使用を徹底するとともに、墜落制止用器具の使用状況を確認し必要な措置を講じること。また、「墜落制止用器具の規格」に適合した墜落制止用器具の使用を徹底すること。

(2) 能登半島地震等の労働災害防止対策

(3) 建設工事の現場等における荷役災害防止対策

改正安衛則(貨物自動車関係)に基づき、昇降設備の設置及び保護帽の着用の徹底を図るほか、必要な労働者に対しテールゲートリフターの操作に係る特別教育を実施すること。

(4) 山岳トンネル工事における安全対策

山岳トンネル工事の発注者においては、「山岳ト

ンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」(平成28年12月26日付け基発1226第1号、令和6年3月26日最終改正)に基づき、設計段階における適切な支保パターンの選定のほか、施工段階における地山の状況に応じた設計の変更等の必要な対応を行うこと。

また、施工者においては、同ガイドラインに基づき、鏡吹付の実施、切羽への立入禁止措置の徹底、切羽監視責任者による監視等、肌落ち災害防止対策を適切に講じること。

また、現場内は狭あいな箇所で重機等が稼働することから、作業員と重機等との接触防止対策についても確実に講じること、

(5) 転倒災害の防止

リーフレット等を活用し、転倒災害防止のための労働者の身体機能の維持向上や職場環境の改善に取り組むこと。

(6) 交通労働災害防止対策

(7) 建設工事の現場等で交通誘導に従事する労働者の安全確保

(8) 車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策

車両系建設機械を運転中に当該機械と一緒に墜落・転落し、運転者が死亡した災害が令和5年に10件発生している(※)。

全ての災害が不安定な場所から崖下、河川、調整池等に墜落・転落したものであることから、労働者に車両系建設機械を使用させる場合は、安衛則に基づき、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、転倒又は転落により労働者に危険が生じるおそれのある場合は誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講ずること。

※令和6年3月速報時点。

(9) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

(10) 高年齢労働者等の労働災害の防止

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進めること。

(11) 外国人労働者に対する労働災害防止対策

外国人労働者に対する安全衛生教育を行う場合には、外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等を作成し、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法で実施すること。

(中略)

また、外国人労働者が労働災害に被災した場合に労働者死傷病報告を提出する際、被災労働者の国籍・地域及び在留資格を、在留カード等により確認

し、記入すること。

(12) 一人親方等の安全衛生対策

(13) 伐木等作業の安全対策

伐木等作業を行う場合にあっては、集団指導、安全対策講習会等への参加に留意するとともに、チェーンソーによる伐木等作業を行う場合にあっては、対象労働者への特別教育を実施するとともに、立入禁止措置や保護具の着用等の安全対策を適切に実施すること。

必要に応じ、チェーンソーによる伐木等作業に係る安全対策講習会への参加を検討すること。

(14) 安全な建設機械の普及

建設機械による災害を防止するためには、近年の技術の進展に伴い開発されている事故防止技術の活用の促進が重要であることから、特に、中小建設事業者等において、「高度安全機械等導入支援補助金」の活用等を積極的に検討すること。

(15) 建設工事関係者連絡会議の運営等

(16) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

II 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

(1) 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進

ストレスチェック制度の実施を徹底するとともに、労働災害を防止する上でもメンタルヘルス対策が有効との調査結果(建災防実施)もあることから、建災防とも連携して、建設工事の現場等におけるメンタルヘルス対策を適切に講ずること。

(2) 熱中症対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。

あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。

その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討すること。

また、労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行うこと。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出ること。

(3) じん肺予防対策

粉じん濃度の測定、換気装置等による換気の実施等、また、発注者は必要な経費の積算等、第10次

粉じん障害防止総合対策に基づき適切にずい道等建設工事における粉じん対策を講ずること。

また、解体作業等において、法令上必要であるにもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクを外させることなく、労働者に防じんマスクを確実に使用させること。

(4) 騒音障害防止対策

(5) 化学物質による健康障害防止対策

建設業においても、塗装や作業に使用する製剤など多くの化学物質を用いていることから使用前にラベル・SDSを確認し、その情報に基づき、当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を講ずること。

その際、建災防が作成する化学物質管理に関する資料や管理マニュアル等を必要に応じ活用すること。

また、引き続き特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の遵守の徹底を図るため、作業主任者等に必要に応じ能力向上教育等を行うこと。さらに、保護具を着用する作業現場においては、店社ごとに化学物質管理者、保護具着用管理責任者の養成に留意すること。

(中略)

作業者に対して、ラベル等により作業に用いる化学物質の危険性・有害性や適切な保護具の使用について周知するようにすること。

(6) 石綿健康障害予防対策

改正後の石綿障害予防規則に基づき、解体・改修工事前の石綿含有の有無の事前調査、石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果等の報告、写真等による作業の実施状況の記録の作成及び保存などの措置を徹底するとともに、令和5年10月1日から着工される(工作物については、令和8年1月1日)建築物等の事前調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせることが義務付けられたことから、建築物石綿含有建材調査者講習の受講を計画的に行うこと。

(7) 危険有害な作業を行う場合に請け負わせる一人親方等への措置

請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務付ける改正省令内容について理解を進めるとともに、保護対象となる一人親方等に適切に周知すること。

III その他の安全衛生に係る対策

(1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

(2) 建設業における安全衛生教育の推進

